

平成 27 年 11 月 20 日  
消費者庁消費者政策課

「消費者安全法施行令の一部を改正する政令（案）」に関する  
意見募集の結果について

消費者庁では、「消費者安全法施行令の一部を改正する政令（案）」について、平成 27 年 10 月 9 日（金）から 11 月 9 日（月）までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本件について 2 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

記

- 1 意見募集期間：平成 27 年 10 月 9 日（金）から 11 月 9 日（月）まで
- 2 意見提出方法：郵送、ファックス、電子メール
- 3 提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
改正内容に賛成である。 調査、報告徴求は、府県の区域内に留めるべきではないと思う。今後、処分の効果についても、府県の枠を超えて広げられることを検討すべきである。	御意見ありがとうございました。 なお、消費者安全法の規定に基づく処分（勧告・命令等）は、内閣総理大臣又は消費者庁長官が行うこととされており、その効果は全国に及びます。
消費者の利益を守るために適切な改正であると考えている。	御意見ありがとうございました。

なお、今回の意見募集とは直接関係のない御意見が 1 件ありました。

以上